

**資料3 令和元年版 成果レポート**

**(施策151 地球温暖化対策の推進)**

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

地球温暖化対策の必要性について広く認知され、県民一人ひとりが日常生活において、また事業者は事業活動において、温室効果ガス排出削減に向けて自主的に行動し、地球温暖化の緩和が進められているとともに、さまざまな分野において、県内で起こりつつある地球温暖化による気候変動の影響への適応が進められています。

令和元年度末での到達目標

家庭や事業所では、省エネルギー、節電、再生可能エネルギーの導入等の温室効果ガス排出削減の自主的な取組が進んでいます。

また、県民の皆さんや事業者等が連携した低炭素なまちづくりの取組が広がっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標の目標値を達成し、活動指標の目標値もおおむね達成できたことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	---

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
家庭での電力消費による二酸化炭素排出量	/	1,165千 t-CO <sub>2</sub>	1,150千 t-CO <sub>2</sub>	1,134千 t-CO <sub>2</sub>	1.00	1,119千 t-CO <sub>2</sub>
	1,144千 t-CO <sub>2</sub>	1,148千 t-CO <sub>2</sub>	1,155千 t-CO <sub>2</sub>	1,114千 t-CO <sub>2</sub> (速報値)		/
目標項目の説明と令和元年度目標値の考え方						
目標項目の説明	家庭部門からの二酸化炭素排出量として、家庭での電力消費による二酸化炭素排出量					
令和元年度目標値の考え方	国では、令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比で温室効果ガスの排出量を26%削減することとしており、家庭での取組を継続して促進しつつ、国の目標達成に資するよう目標値を設定しました。					

活動指標		27年度	28年度	29年度	30年度		令和元年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
		15101 温室効果ガス排出削減の取組推進（環境生活部）	大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率	/	+0.8% 以下 (27年度)	+1.2% 以下 (28年度)	+1.6% 以下 (29年度)
		-0.5% (26年度)	-1.4% (27年度)	+1.2% (28年度)	+0.0% (29年度)		/
15102 電気自動車等を活用した温暖化対策の推進（環境生活部）	電気自動車等を活用した温暖化対策に取り組む地域の数（累計）	/	4地域	6地域	8地域	1.00	10地域
		1地域	2地域	6地域	8地域		/
15103 地球温暖化対策の普及啓発の推進（環境生活部）	地球温暖化対策講座等の受講後に、活動に取り組む意向を示した受講者の割合	/	97.0%	98.0%	99.0%	0.92	100%
		95.8%	99.3%	98.8%	91.1%		/
15104 環境教育の推進（環境生活部）	環境教育講座等参加者の満足度	/	100%	100%	100%	0.99	100%
		98.4%	99.7%	98.3%	98.9%		/

（単位：百万円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額等	429	701	624	646	615
概算人件費	/	119	110	98	/
（配置人員）	/	（13人）	（12人）	（11人）	/

### 平成30年度の取組概要と成果、残された課題

- ①平成27(2015)年のパリ協定の採択を受け、国は、平成28(2016)年5月に地球温暖化対策計画を改定し、温室効果ガスの排出量を令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比で26%削減することとしており、脱炭素社会の構築に向け、今後、一層の温室効果ガス排出削減の取組を進めていく必要があります。
- ②平成30(2018)年12月に気候変動適応法が施行されたことをふまえ、本県における農林水産業、自然災害、健康等への気候変動影響についての情報収集等を進めるとともに、これら影響の軽減等を図る取組を促進する必要があります。
- ③大規模事業所における温室効果ガスの排出量は、省エネやエネルギー利用効率の改善等の取組により削減が進んでいますが、引き続き、排出削減を促進する取組が必要です。また、中小規模の事業所においても、引き続き、環境経営の促進等により温室効果ガスの排出削減に取り組む必要があります。
- ④県内の市町で電気自動車等の活用やLED照明の導入等の取組が進んできていますが、さらに多くの市町等で低炭素なまちづくりの取組を広げていく必要があります。
- ⑤家庭の電力消費量は、夏季や冬季の気温の影響を受け増減しますが、家庭のエネルギー消費量は、中長期的にみて減少傾向にあります。引き続き、家庭における省エネルギー等の取組を促進する必要があります。

⑥県民一人ひとりが環境問題解決への具体的な行動を継続して実践するためには、幼少期からの切れ目のない環境教育が重要です。

・県民指標「家庭での電力消費による二酸化炭素排出量」については、省エネ等の取組が進んだことや、暖冬で暖房による電気使用量が抑制されたことなどにより、目標を達成できました。

#### 令和元年度の取組方向

【環境生活部 副部長 岡村 順子 電話：059-224-2620】

- ①三重県地球温暖化対策推進条例や「三重県地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガスの排出削減の取組を推進していきます。
- ②気候変動影響は、農林水産業、自然災害、健康等のさまざまな分野で既に顕在化してきており、「三重県気候変動適応センター」を拠点として、本県における気候変動影響および気候変動適応の情報の収集、分析、発信や普及啓発等により、適応策の取組を強化・充実します。
- ③温室効果ガスの排出削減を進めるため、大規模事業所に対し地球温暖化対策計画書に基づく自主的な削減取組を促進するとともに、中小規模の事業所に対しては、「三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M-EMS）\*」等の導入促進により、環境負荷低減の取組を進めます。また、事業活動に必要な電力調達を再生可能エネルギーに転換する取組等の普及拡大を図ります。
- ④電気自動車等の活用やLED照明の導入に加え、温室効果ガスの排出削減につながる環境教育等に取り組む市町等を支援するなど、地域で取り組む低炭素なまちづくりの取組を広げていきます。
- ⑤家庭での温室効果ガス排出削減の取組を促進するため、「三重県地球温暖化防止活動推進センター」と連携し、地球温暖化防止活動推進員等が行う普及啓発活動を通じて、節電や省エネ家電の導入、再生可能エネルギーの利用等を促進します。
- ⑥県民一人ひとりの環境配慮行動の定着を図るため、三重県環境学習情報センターの講座において、ESD\*等の取組を推進するとともに、それぞれの年代に応じて、ニーズにあった学習メニューを実施していきます。

\*「○」のついた項目は、令和元年度に特に注力するポイントを示しています。